



愛知

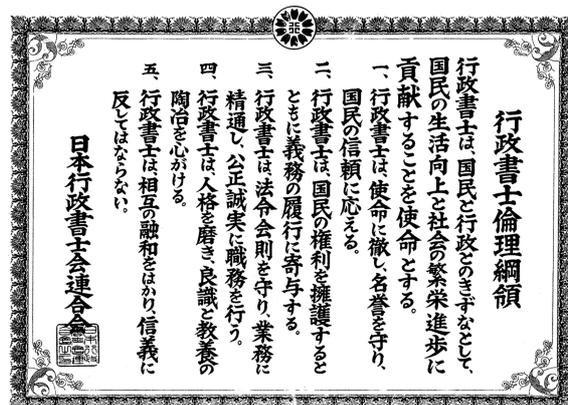
- 第37回「生活お困りごと無料相談会」
- 平成30年度第二回空き家フォーラム開催
- 公証人・行政書士による遺言・相続無料相談会開催

瑞雲山



目次

寄り添うということ	常務理事 子安 幸代	1
第37回「生活お困りごと無料相談会」		2
平成30年度第二回空き家フォーラム開催		2
公証人・行政書士による遺言・相続無料相談会開催		3
田原市における空家等対策に関する協定締結式		3
民法はこう変わる ⑨	名城大学 法学部 教授 仮屋 篤子	4
日本人と外国人の離婚	弁護士 西山 一博	7
お知らせコーナー ライブラリ研修動画一覧		9
ライブラリ研修申込書		11
業務相談会のお知らせ		12
業務相談会申込書		13
会員訪問記（西尾支部：正海 浩会員）	会報委員 加藤 隆広	14
支部だより		15
事務局だより		25
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		27
コスモスあいちコーナー		32
あとがき		33



寄り添うということ

常務理事 子安 幸代

夜9時過ぎ、「今から迎えに来ることはできますか。」先生からの突然の連絡に急いで病院に向かいました。到着して先生に診察室の奥まで案内され、保育器のような箱の前で、「今この中の温度と酸素量を一定に保った状態で管理しています。」「どうされますか。」「どうされるとは。」「このまま集中管理のもとここで一晩過ごすか、ご自宅へ連れて帰られるか。今晚が峠かもしれません。」先生が扉を開けると、横たわったまま苦しそうに息をする愛犬の姿が。「本来は麻酔が切れて意識がはっきりしてくる時間ですが、意識の回復が思わしくありません。万が一ということも。」しばらく自分の感情と向き合い、連れて帰ることに。13歳という高齢で手術を行うことは危険を伴うとの説明は受けていたので、青天の霹靂ではありませんが、それでも気が動転していた私以上に、先生は「手術に耐える体力は十分にあると見立てたのですが。」と驚きを隠せない様子でした。

この先生とはもう15年以上、愛猫の診療で3ヶ月間毎日点滴に通ってからのお付き合いです。年末年始でも、先生は診療を欠かさず、本来は休診ですが、一日も点滴を休めない動物のために、点滴の準備から飼い主への優しい声掛けまで、一人ですべてをこなします。そんな先生を当たり前のようにして頼り切ってしまった結果、いつのまにか3匹のダックスと1匹の猫と暮らすことに。

長年のお付き合いで先生とは強い信頼関係で結ばれていることもあって、先生の見立て違いとはにわかには信じられません。看病は真夜中過ぎても続け、夜明けに近づきかけた頃、犬が急にせき込んだので、「ああもう」と思った瞬間、口から何かが吐き出されました。それはキャベツの刻みで手術前日に私が食事にませたものでした。その直後から呼吸が深くなり、穏やかに眠りに落ちていきました。夕食後か

ら手術が終わるまで水は飲めないのです、消化されていなかったキャベツがのどに張り付いていたのが原因のようでした。翌日病院に連れて行くと、先生が満面の笑みを浮かべて、「よかった。これで天寿を全うできるね。」と優しく犬に話しかけ、「我が家のダックス（先生も大のダックス好き）も17歳と高齢だけど何とか天寿を全うさせてあげたいと思って歯磨きをしています。」と熱く語ってくださいました。長生きして欲しいとは願っていたものの、「天寿を全うさせること」を飼い主の責任として意識したことはありませんでした。飼い主ができる先生一番のお勧めは「とにかく歯を磨いてあげること！」と診察の度に唇をめくって、歯磨きチェックをされています。「いいですね〜。」

獣医師として、動物の状態についての詳細な説明はもちろんです、さらに踏み込んで、動物の痛みを感じ方、感情についても実際に動物に語りかけながら一つ一つその根拠を示してくれます。それだけでももう十分に診ていただいたという納得感があるのですが、飼い主側はその状況に対してどのような気持ちで接するのが良いのか、動物との心の距離感、心の準備についてまで丁寧なお話がつづきます。動物の状態が本当にそうなのかは自分にはわかりませんが、その言葉に頼ることで、飼い主として犬の気持ちにどのように寄り添っていけばよいのかを学び、先生が飼い主の気持ちに寄り添っていることに気がきました。

寄り添うことの心地よさ、大きな安心感は、行政書士が専門家として依頼者の立場や気持ちに寄り添うことと同じ感覚で確かな信頼感を生むもの、そんなことを実感しています。相手の気持ちや立場に寄り添える行政書士。多忙にまみれても「寄り添うこと」をいつも心の中に置いておきたいと思っています。

第37回「生活お困りごと無料相談会」

広報部 水野 悠

日 時 平成31年1月27日(日)
午前10時～午後3時30分
場 所 ナディアパーク デザインセンタービル3階「デザインホール」



去る1月27日、名古屋自由業団体連絡協議会主催による「生活お困りごと無料相談会」が開催されました。

愛知県行政書士会、愛知県司法書士会、愛知県社会保険労務士会、愛知県土地家屋調査士会、愛知県弁護士会、愛知県不動産鑑定士協会、東海税理士会、名古屋税理士会、日本公認会計士協会東海会及び日本弁理士会東海支部の10団体が集まり、のべ100名近い相談員を配し、25ブースを設ける大規模な相談会となりました。

本会からは川村浩史広報部長、戸加里邦子広報部員及び私が参加し、例年通りユキマサくんを置いたブースを設営し、相談会に臨みました。

結果としましては、本会行政書士ブースへのご相談は9件（他士業への複数相談含む）と、例年を上回る結果となり、総相談件数も昨年を大幅に超える301件となり、各ブース非常に盛況な相談会となりました。

今後の課題として、行政書士という資格を広く周知するとともに、多種多様な相談内容への対応を、自身の研鑽を含めしっかりと行うことの重要性を感じた相談会となりました。

平成30年度第二回空き家フォーラム開催

広報部長 川村 浩史

日 時 平成31年2月27日(水)
午後1時30分～5時30分
場 所 名古屋市 中区役所ホール
参加者 93名



愛知県行政書士会と名古屋市の共催により、2月27日(水)名古屋市中区の中区役所ホールにて「空き家対策・利活用フォーラム」を開催しました。

このフォーラムは第一部をセミナー、第二部をパネルディスカッション、第三部を無料相談会として、広く一般の方々にご参加いただくイベントで、本年度第二回目の開催となります。

第一部のセミナーは、京都府宇治市を拠点として空き家対策の事例や商店街の活性化事業に詳しい建築士の寺川徹氏を講師にお招きして、空き家問題の解説や、県内外の様々な事例をご講義いただきました。

第二部のパネルディスカッションは、講師、本会役員、名古屋市担当者がパネラーとして登壇し、それぞれの取組事例や今後の問題点の検証を行いました。

第三部無料相談会は、本会の土地利用部員等、業務に精通した会員により相談希望の市民の方の対応を行いました。

直前の告知にもかかわらず、第一回の人数を上回る100名近くの市民の皆様にご来場いただき、相談会受付枠の大半が埋まる盛況ぶりとなりました。今回の反響を、空き家対策問題についての今後の取組に継続したいと思います。

公証人・行政書士による 遺言・相続無料相談会開催

広報部長 川村 浩史

日 時 平成31年 3月 3日(日)
午後 1時30分～ 4時30分
場 所 栄ガスビル 5階 キングルーム
参加者 37組



愛知県行政書士会と愛知公証人会の共催により、名古屋市中区の栄ガスビルにて「遺言・相続無料相談会」を開催しました。

例年、この相談会は2月22日の行政書士記念日に合わせた中日新聞広告に大々的に掲載していることもあり、即日相談枠の大半が予約で埋まる盛況ぶりです。今年も相談枠40枠のうち相談者37組がご来場いただきました。

遺言、相続に関する法改正の施行が順次予定されている中、相談を受ける本会相談員も最新の情報による対応が必要となります。公証人の先生方との交流は非常に貴重な機会として今後とも継続していきたいと思っております。

ご参加いただいた公証人は下記のとおりです。

錦織	聖	公証人	(名古屋駅前公証役場)
内田	計一	公証人	(熱田公証役場)
田近	年則	公証人	(葵町公証役場)
國分	敬一	公証人	(熱田公証役場)
佐藤	主税	公証人	(葵町公証役場)

田原市における空き家等 対策に関する協定締結式

東三支部長 山口 妙子



3月27日(水)田原市役所(政策会議室)において、田原市と空き家対策に関する協定調印式が行われました。

調印式には、行政書士会、司法書士会、土地家屋調査士会、弁護士会、宅地建物取引業協会、田原市シルバー人材センターの代表及び関係者が集まり、空き家対策を進めることを目的とする内容で合意し、それぞれの団体と田原市との間で個別に協定が締結されました。地元田原市においては、数年前から各地域の自治区と市が連携を取り、空き家を1軒1軒調査し、市職員が現場調査を行い、その数が491戸に及ぶことを確認し、専門家との早急な連携体制の確立を模索し、今日に至りました。

愛知県行政書士会からは、前田会長、本多常務理事、山口東三支部長が出席、あいさつで、前田会長が代表して、「しっかりと連携し、空き家問題の解決に向けて支援していきたい。」と発言されました。今後、本会としても、地元東三支部との連携を図りつつ、具体的な地域貢献と行政書士の活躍の一層のPRに向けて取り組んでいきます。

民法はこう変わる ⑨

～契約の成立時期と解除(1)～

名城大学 法学部 教授 仮屋 篤子

今回の債権法改正においては、これまでもご紹介したように、従来の通説・判例の立場を転換したものが多数見受けられます。今後の契約実務に大きな影響を与えそうなものが、契約の成立時期と解除の規定です。

契約の成立時期

現行民法では、契約の成立時期について発信主義が定められていました（現行民法526条1項）が、この条文が削除されます。通信手段の発達によって、対話者と隔地者とで対応を変える必要が乏しくなったためです。したがって、承諾の意思表示の効力の発生は、改正民法97条1項が適用されることとなりますので、契約の成立時期は意思表示が相手方に到達したとき（到達主義）に変更されます（改正民法97条1項の文言からも、「隔地者」という言葉は削除されました）。

改正民法97条

- (1) 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- (2) 略

これに伴って、申込みの撤回の通知の延着に関する現行民法527条及び電子承諾通知に関する民法の特例を定めた「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」4条も削除されます。

承諾の期間の定めのある申込みについては、現行民法521条1項にただし書を加えて、申込者の撤回権の留保について明記された以外は特に変更はありませんが、承諾の期間を定めた場合の「承諾の通知の延着」に係る規定（現行民法522条）が削除されま

した。通信手段が発達した現代では、承諾者の側には、承諾を期間内に到達させるために採ることのできる手段が一定程度確保されているので、申込者の側に延着した承諾に関する負担を課すよりも、他の意思表示と同様、承諾の延着のリスクを承諾者自身が負うこととするほうが合理的であるという理由が述べられています（部会資料67A 45頁）。

そうすると、例えば、①名古屋市に住むAが、帯広市にある業者Bの販売する「季節の農産物セット」のカタログを見て、Bに対する注文用紙を9月1日午前中に郵送し（9月3日にBに到達）、Bが到達の翌4日に「ご注文を承りました。商品の発送は3日後になります」との内容の郵便を発送し、これが6日にAの元に届いたとすると、AB間の売買契約は、現行民法下では4日に成立したことになり、改正民法下では6日に成立したことになります。

では、①の事例で、②Bが承諾の通知（郵便）を送ることなく、4日の午前中に収穫した農産物を梱包し、同日午後に郵便局からA宛に発送し、6日午前中にAがこれを受け取った場合、AB間の売買契約はいつの時点で成立したことになるのでしょうか？

この場合には、梱包された農産物を発送するという行為が申込者Aに対する承諾の通知の意味もあるので、黙示の意思表示として、現行民法によれば発送時である4日午後に、改正民法下では到達時である6日に契約が成立することになります。

さてそれでは、③AがBに対する注文において、「9月6日に直接Bの店舗に商品をとりに行くので、用意しておいてほしい」と書いていたため、BがAに承諾の通知を送ることなく、5日午後に農産物を梱包して箱に「A様ご注文の品」と書いておいた場合はどうでしょうか？

③の事例のような場面では、「申込者に対する通

知」といえる行為はなされていません。これは「意思表示」とは区別された「意思実現」による契約成立の場面とされ、現行民法下では現行民法526条2項の適用により、行為がされたとき、すなわちAが注文した農作物をBが梱包した9月5日午後に契約が成立します（「Before/After民法改正」潮見・北居ほか編（滝沢昌彦）342頁）。では、改正民法下では、いつ契約が成立するのでしょうか？改正民法527条は、現行民法526条2項と同一内容のものであるため、やはり農作物が梱包された9月5日午後となるでしょう。

改正民法527条

申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があったときに成立する。

ではさらに、④BがAに対する承諾の通知をすることなく、9月4日午後に農作物を梱包して発送したところ、荷物が輸送中に紛失してしまい、Aに到達しなかったらどうでしょう？この場合に、AB間の売買契約は成立しているのでしょうか？

④の事例のような場面では、現行民法526条1項によれば、承諾の通知を發した時、すなわち、農作物の發送という行為によって承諾の通知が發せられたものとして、9月4日午後に契約が成立したことになります。しかし、改正民法下では、承諾の意思表示の効力の發生についても改正民法97条1項の到達主義が適用されるため、Aに意思表示が到達（この場合には商品が到達）していないため、契約は成立していないという結論になりそうです。しかし、そうすると、③の事例では、農作物を梱包した行為について改正民法527条を適用して、梱包した時点で契約の成立を認め、④の事例では、梱包した行為に何の法的効果も認めないということになります。それで良いのでしょうか？

この点について、Bについてみればすでに契約の履行が始まっているのですから、契約が成立していることを前提として債務不履行の問題として処理す

ればよい、とする見解があります（「Before/After民法改正」潮見・北居ほか編（滝沢昌彦）343頁）。そもそも、現行民法の起草者は、現行民法526条1項（改正民法527条）を、注文に応じて商品を發送した場合にも適用されると解していましたから、④のような事例においても、改正民法527条を適用して、9月4日に既に契約は成立したと解釈する余地もあるのではないのでしょうか（「Before/After民法改正」潮見・北居ほか編（滝沢昌彦）343頁）。今回の改正では、改正民法97条の「到達」の意義が明らかとなっておらず、527条の適用場面と並んで、契約成立時期の問題として、今後注目されることとなるでしょう。

契約の解除

(1) 帰責事由

現行民法下で債務不履行に基づいて契約を解除するには、債務者の帰責事由が必要です。明文で債務者の帰責事由を要求しているのは現行民法543条（履行不能による解除権）であり、現行民法541条には債務者の帰責事由について明示されていませんが、現行民法543条の類推により、債務不履行解除一般に、債務者の帰責事由を要件とするのが通説です。しかし、そもそも債務不履行による解除の制度は、債権者に対して当該契約の拘束力からの解放を認めるための制度であると考えられることから、債権者に対して契約の拘束力からの解放を認めるべき事情がある以上は、債務不履行による解除を認めるべきであるとして、改正民法では、債務不履行に基づく契約の解除において、債務者の帰責事由は不要となりました（部会資料68A 25頁以下）。改正民法541条には現行民法543条ただし書からの文言上の変更はないのですが、改正民法542条において、帰責事由の要件が明示的に削除されたため、改正民法541条も、文言通り帰責事由を不要とするものとなりました（「Before/After民法改正」潮見・北居ほか編（森田修）133頁）。

改正民法542条

(1) 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をする

ことができる。

- 1 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 2 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 4 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 5 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(2) (略)

改正民法542条1項は、「催告によらない解除」として、いずれも、債務不履行により契約目的の達成が不可能になったと評価できる場面であるとの説明がなされています（部会資料79-3 14頁）。

1号は、現行民法543条に対応する全部の履行不能を理由とする契約解除、2号は、債務者による明確な履行拒絶を理由とする契約の解除、3号は、一部の履行不能または一部の履行拒絶が契約目的達成不能をもたらすことを理由とする契約の解除、4号は、定期行為における無履行を理由とする契約の解除（現行民法543条）、5号は、契約目的達成不能を理由とする契約解除の場合であり、いわゆる受け皿規定です（潮見佳男「民法（債権関係）改正法の概要」242頁）。判例や学説で、無催告解除が認められていた場面をまとめた形でしょうか。

(2) 不履行の軽微性

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

条文は前後しますが、改正民法541条にも現行民法541条の文言に重要な変更が加えられています。ただし書以降の「不履行の軽微性」の抗弁です。催告後に相当期間が経過しても債務者が対応しなかった場合において、その時点での不履行が「軽微である」ときにのみ、催告解除が否定されます。債務者は、契約の目的の達成が可能であるということを主張・立証したとしても、それだけでは解除を免れることはできません（部会資料79-3 14頁）。契約目的の達成の可否は、改正民法542条の無催告解除について重要な要件ですが、改正民法541条の催告による解除の場合には、契約目的が達成可能であっても、不履行が軽微ではない場合には、解除可能となります。

今回ご紹介した二つの変更は、契約実務にかなり影響を与えるところではないでしょうか？次回は、解除について、規定が変更された部分をもう少しご紹介し、解除規定の変更が他の規定に及ぼした影響（他の条文とのかかわり）について、ご紹介する予定です。

改正民法541条

日本人と外国人の離婚

弁護士 西山 一博

1 日本人と外国人との間の婚姻について、一方が他方に対して離婚を求めたい場合、法律的には、裁判管轄と準拠法が問題となります。

すなわち、どこの裁判所で裁判手続を行うかという手続法的问题（管轄）と、どの国の法律に基づいて判断するかという実体法的问题（準拠法）の問題があることとなります。したがって、裁判手続を行う国とは異なる国の法律に基づいて判断されることもあり得るわけです。

2 離婚事件の国際裁判管轄

これまで、日本法における明文の規定はなく、最高裁判所昭和39年3月25日判決では、民事訴訟法の土地管轄の規定から国際裁判管轄権の存否を逆に推知する逆推知説的立場から、被告の住所地国の管轄を原則とし、例外的に遺棄された場合、被告が行方不明の場合、その他これに準ずる場合には、被告の住所地位国の管轄も認める旨の判断が示されており、実務的にはこれに従った運用がなされてきました。

平成30年4月、人事訴訟法の一部を改正する法律が成立・公布され、平成31年4月1日から施行されています。

これによれば、

① 被告が日本に住んでいるとき

被告の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき（改正人事訴訟法第3条の2第1号）

② 夫婦の双方が日本の国籍を有しているとき

その夫婦が共に日本の国籍を有するとき（同条第5号）

③ 別居直前まで日本で同居しており、かつ、現在も原告が日本に住んでいるとき

その夫婦の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、原告の住所が日本国内にあるとき（同条第6号）

④ 原告が日本に住んでおり、被告が行方不明であるなどの特別な事情があるとき

原告の住所が日本国内にあり、かつ、被告が行方不明であるときなど、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保すること

となる特別な事情があるとき（同条第7号）に、日本の家庭裁判所に訴えを提起することができるということになりました。

3 離婚事件の準拠法

では、準拠法とはいいますが、日本人と外国人との離婚に限らず、外国人同士だが日本に管轄がある場合も含めていうと、次のようになります（法の適用に関する通則法27条、同25条）。

- ①夫婦の本国法が同一であるときは、その本国法、
- ②夫婦の常居所地が同一であるときは、その地の法律、
- ③①・②がないときは、密接関連地法、
- ④夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人の場合、日本法、にそれぞれ準拠することになります。

4 日本人と外国人の離婚事件における特徴

(1) 国籍の異なる夫婦の離婚に際しては、その文化や風土、考え方などの違いが離婚原因に影響しているケースは少なくありません。

その場合に、相談や依頼を受ける側として、そういったことをふまえて相談を受け、考えていく必要があると思っています。例えば、日本人夫としては、外国人妻が、本国にいる家族のために送金をしていることを不満に思っているケースなどの場合、もちろん夫側の代理人となれば、その点の主張はしていくことにはなりますが、妻側の考え方などを念頭においておくことも必要だと思います。その国においては、あるいは、日本人同士であってもその家庭においては、子どもができる範囲で親や兄弟などの生活を援助したり、結婚後も家族全体でそれぞれの生活を助け合うという考え方はあるところです。したがって、妻の行った行動も一概に「悪い」ことではなく、ただし、夫にとっても、それとは異なる考え方である以上、受け入れがたいものであったということなのだと思います。

もちろん日本人同士の離婚事件の場合にも、当事者が、お互いの考え方や育ってきた環境などにより相手の考えを間違っているとしたりして、自己の主張をするケースは非常に多いです。ただ、依頼者もしくは相手方が外国人の場合に、当事者だけでなく、相談や依頼を受ける側である弁護士も、「善悪」ではなく「考え方の違い」

にすぎないことをふまえずに職務を遂行してしまふことは少なくないので、なるべくこの点を反芻しながら検討等を進めていく必要があると思っています。

- (2) また、別居や離婚に伴い、そのことが在留資格に影響することがあり得ることも、重要な特徴です。

別居や離婚をして、その後、在留資格をどうしたらいいかという相談に対しては、可能な方法を検討し、アドバイスすることになるのですが、典型的な方法以外に、例外的な方法もあり得ることから、典型的な方法がとれないことのみ伝え、その他の合法的手段をアドバイスしないことにより、相談者・依頼者が得られるべき在留資格を得られなくなる結果にならないよう十分な検討をしなくてはなりません。

また、別居や離婚をする前に、在留資格のこともふまえた場合に、別居や離婚についてどうすべきかの相談を受けることもあります。その場合にも、例えば、形式的には現在と同様の状態を継続しても、実質が伴わないことにより、在留資格を失うこともあるし、逆に、例えば調停等の手続中であることなど、なんらかの要件のもとに在留することができる場合もあることから、様々な状況を想定してアドバイスする必要があります。

この場合、まだ起きていない状況での事前検討であることから、この先にある複数の可能性を想定しなくてはならない点で難しい面があります。

また、正確に伝えたつもりでも、相談者である外国人が、言葉の問題等により、間違っ理解する場合もあり得るので、そのことも念頭において、日本語を母国語とする人以上に慎重な説明も必要になります。

5 離婚成立後の手続

日本においては、協議離婚が認められています。これは国際的には一般的なことではなく、認めていない国も多いところです。日本における離婚手続をしても、他方配偶者の本国における離婚手続は別途行う必要があるところ、その方式等については、その国の法律に従うことになります。

裁判離婚しか認めていない国において、日本における判決書によって、その国での手続もできる国もありますが、その場合に、本来、調停調書でも、調停の効力には確定判決と同一の効力がある

以上、通用するわけですが、当該国の職員等が十分に理解できるとは限らないことから、調停調書に「本調停調書の記載は家事審判法21条1項の規定により確定判決と同一の効力を有する。」との一文を記載するようにしたり、調停に代わる審判や、合意に相当する審判を行うこともあります。ただし、そもそも日本の離婚判決の執行を認めない国もあるので、それぞれの国ごとでどうすべきかは異なってきます。

以上のことから、それぞれの国において様々ですし、私も日本の弁護士資格を有するのみで、その国の資格も、その国の法律に関する十分な知識も持ち合わせているわけではないことから、原則として当事者の方で調べたり、しかるべき機関や専門家に相談していただくことをお勧めするなどして、軽率に誤ったアドバイスをしないように気を付けています。

6 外国人にかかわらない離婚一般の問題として

外国人にかかわらず、離婚に関しては、まず、そもそも離婚をするか否か、あるいは離婚請求に応じるか否かという問題からはじまります。離婚すべき否かというのは、それぞれの人の考え方や環境などによって、それぞれに判断はあり得るところです。われわれが、あまり立ち入って「とやかく」言うべきでないところが多いと思います。反面、どうしていいかわからず、悩んで、迷って相談にみえる方も多いです。

そういうとき、私としては、頭の整理ができるように、問題点を整理したうえで、「こうしたら、こうなる」「別の選択肢を選んだら、こうなる」という道筋をご説明し、そのうえで、「じゃあ、どうするのか?」というところをご自身で判断するための土台をお示しできるように努めています。

また、離婚そのものの問題以外に、親権、養育費、別居後離婚までの婚姻費用分担金、慰謝料、財産分与、面会交流、年金分割など、検討すべき事項も多く、初回相談時には当事者の方も全てを整理して理解するのが難しいものです。

様々なことに留意しながら、なすべき説明をし、その後の方向性を検討しなくてはならない点で、他の種類の案件に比べても大変な面があります。

ライブラリ研修動画一覧

(平成31年 3月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
1	総務部	525	H28. 2. 23	行政書士制度65周年記念講演	○
2	企画情報部	376	H23. 9. 8	6次産業化法研修会	○
3		495	H26. 8. 29	ROBINS確認者研修会	○
4		524	H28. 2. 1	「マイナンバー制度～中小事業者向けの実務とコンサル」研修会 企業法務の観点から行政書士実務の対応領域、業務の具体例について学ぶ	○
5		534	H29. 8. 28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○
6		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○
7		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○
8		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○
9		建設環境部	398	H23.12.15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理業者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請（建設工事）」について
10	441		H24. 7. 24	初心者向け産廃関係業務研修会（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
11	449		H24.10.15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25.26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について	×
12	472		H25. 9. 26	初心者向け業務研修会（産廃物処理業関係業務）（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
13	474		H25.10.18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26・27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険	×
14	494		H26. 8. 25	建設業務研修会 I 平成26年度産廃物行政について	×
15	498		H26. 9. 18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編）	×
16	500		H26.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について (3) 国土交通省平成27・28年度競争入札参加資格審査申請について	×
17	512		H27. 3. 20	建設業許可と経審について（大臣）	×
18	513		H27. 8. 25	愛知県の平成27年度産廃物行政について	×
19	514		H27. 9. 16	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
20	515		H27.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成28・29年度愛知県建設工事等入札参加資格審査の申請について (3) 建設業法令遵守等について	×
21	518		H27.11.19	(1) 電気工事業法登録手続及び建設業法との関係について (2) 建設業法等改正に伴う申請・届出手続の注意点について (3) 納税証明書のオンライン請求の具体的な利用について	×
22	530		H28. 8. 31	愛知県の平成28年度産廃物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	×
23	531		H28. 9. 27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
24	運輸交通部	357	H23. 1. 26	倉庫業について	○
25		404	H23.10.26	自動車保管場所証明申請について（OSS申請における所在図及び配置図作成の際の留意について）	○
26		446	H24.10.10	一般貨物運送業の許可申請について	○
27		457	H24.12.17	安全性優良事業所認定制度（Gマーク）について	○
28		501	H26.10.29	(1) 特殊車両通行許可について (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針について (3) 特殊車両通行許可におけるオンライン申請について	○
29		519	H27.11. 5	(1) 車庫証明申請について (2) 自動車の登録業務について (3) 封印について（出張封印等）	○
30	国際・私法部	420	H24. 2. 25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○
31		467	H25. 2. 13	国際業務初心者向け研修会（初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○
32		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○
33		486	H26. 2. 21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○

お知らせコーナー

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用	
34	国際・私法部	488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	
35		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	
36		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	
37		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	
38		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	
39		521	H28. 1.28	初心者向け研修DVD（在留資格認定申請書の書き方）DVD作製日1/28	○	
40		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	
41		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	
42		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ① 国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ② 在留資格「経営・管理」のポイント	○	
43		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	
44		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	
45		542	H30. 3.19	国際業務初心者向け研修会（永住許可申請について、パスポートの見方）	○	
46		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	
47		549	H31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	
48		土地利用部	374	H23. 8.23	特定都市河川浸水被害対策法（境川（逢妻川）・猿渡川流域）の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	○
49			442	H24. 8. 8	市街化調整区域に建築するときの要件について（住宅関係）	○
50			451	H24.10.31	開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）	○
51	461		H25. 1.31	(1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に聞けない市街区調整区域の話	○	
52	489		H26. 3.24	農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準	○	
53	493		H26. 7.24	愛知県における開発許可等	○	
54	502		H26.11.12	行政書士の土地利用業務（建物を建てる時の知識）	○	
55	507		H27. 1.19	土砂災害防止法に関する特定開発行為について	○	
56	516		H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○	
57	523		H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	○	
58	527		H28. 3.24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○	
59	532		H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○	
60	533		H29. 8.25	行政書士の土地利用業務の基礎知識～行政書士ができる空き家対策～	○	
61	538		H30. 1.31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	○	
62	544		H30. 9.14	土地利用業務の基礎知識	○	
63	545		H30.11.30	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	
64	548		H31. 3. 4	都市計画法に関する研修会	○	
65	550	H31. 3.18	農地法許可に関する初心者向け業務研修会	○		
66	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	
67		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	
68		473	H25.10.10	法人経営部研修会 第1部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第2部 第二種金融取引業の新規登録について	○	
69		481	H25.12.13	法改正後のNPO法人の設立について	×	
70		499	H26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	○	
71		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	×	
72		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	
73		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	

ライブラリ研修申込書				
愛知県行政書士会会長 殿			令和 年 月 日	
申 込 者	氏 名			
	支 部	支部	事務所TEL・FAX	
	会員番号	TEL ()		—
	メールアドレス	FAX ()		—
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日▽時	499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館2階C会議室（視聴覚室）
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 （視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日 毎月第4木曜日に開催
時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日 毎月第4木曜日に開催
時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について
開催日 毎月第1水曜日
時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について
開催日 毎月第2水曜日
時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について
開催日 令和元年5月15日(水)、令和元年6月12日(水)
時 間 午後1時30分から4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定
開催日 毎月第1水曜日
時 間 午後2時から4時まで

法人経営部

※初心者対象

令和元年5月1日

会 員 各 位

 建設環境部
 運輸交通部
 国際・私法部
 土地利用部
 法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



西尾支部：正海 浩会員

会報委員 加藤 隆広



平成も残り2ヶ月となった3月上旬。西尾市で開業されています正海浩会員の事務所へ訪問させていただきました。正海会員の事務所は住宅街にたたずむ傍ら、南側にはのどかな田園が広がっており、仕事の息抜きがてら外へ散歩に出かけたくなるような素敵な場所でした。

正海会員とは行政書士会西尾支部や宅建協会などで顔を合わせる機会が多く、以前より多くのご縁がある先生です。行政書士会西尾支部では平成23年度より副支部長を4期8年、そして本年度より支部長を務められ、兼業の宅建協会では本部相談員をされています。また、地区ライオンズクラブや町内会役員など幅広く地域社会との繋がりを大切に奉仕活動もされてみえます。

まずは開業の経緯について伺ってみました。生まれは熊本県で子供の頃にご家族でこの三河地方へ来られました。「正海」という名字は全国的にも珍しく、随分前に途絶えてしまっているものの、先祖は鎌倉時代からの由緒あるお寺だったそうです。ちょうど世間がバブル期を迎えている昭和59年から平成3年に、司法書士・行政書士・土地家屋調査士事務所に勤務し、登記、農地転用、測量など多方面の業務内容に携わり経験を積まれました。当時バブル景気を受けた不動産業者の羽振りの良さに心が動き、平成4年より不動産業を開業し、その後平成8年に行政書士事務所を開業されました。

現在は、主に開発許可、建築許可、農地転用を中心に業務を請負ってみえます。自動車産業が盛んな三河地域ではここ数年、大規模な工場や物流施設等

の開発が急増しており、正海会員も大規模な事業案件を多く扱ってみえるそうです。

仕事を通じて多くの方々と出会い、その一期一会を大切にされており、他業者や役所からも困難と言われた案件でも、正海会員を頼りに相談へ来られるお客様は多く、その期待に高揚感を覚え、依頼者の立場になってどうにか助けたい一心で相談に乗ることもあるようです。自らの首を絞めることになりましたが…。と人のよさが垣間見える場面もありました。また、難しい案件を共に乗り越えた依頼者より、ご縁で別のお客様をご紹介いただくことも多いようで、次へ繋がっていく正海会員の仕事に対する姿勢は大変勉強になりました。

次に正海会員のプライベートについてお伺いしました。好きな音楽をまたやりたい！と40歳を過ぎてから思い立ち、10年以上前にウクレレを始められました。現在はいくつかのグループに所属しており、フラのダンサーを交えたりしながら各地のイベントへ出演されているそうです。現役の演奏者の他、隣の碧南市ではウクレレ講座の講師を務めて6年目になるそうで、そこで出会った生徒さんたちとも交流が続いているようで、プライベートでも広い人脈を大切にされていることが伺えました。また、10代の頃からビートルズがお好きだとのこと。平成が終わってしまうまでに、奥様と一緒にビートルズの出身地であるイギリスのリバプールへ行くことが夢だったと語っていただきました。仕事もプライベートも充実し、海外へ行く時間が取れない正海会員の夢は残念ながら実行できずに平成が終わりを迎えています。しかし、新たな時代になっても変わらぬ目標を持ち続けて私たちの前を歩んでいってくださる姿を追い続けたいと思います。

最後となりましたが、今回はお忙しい中、貴重なお時間をいただいた正海会員にお礼を申し上げます。楽しいお話をありがとうございました。

支部だより

東名
支部

ボーリング大会と 新年会

会報委員 金林 伸洙

日時 平成31年1月19日(土)

午後5時～9時

場所 東名ボール、木曽路瀬戸店

出席者 ボーリング14名、新年会29名



東名支部のボーリング大会と新年会が、1月19日(土)に行われ、ボーリングは19名、新年会は29名の支部会員が参加しました。

毎年恒例となったボーリング大会は、今年もハイレベルな戦いが繰り広げられました。結果は優勝が岩永亨会員、準優勝が子安幸代会員、3位が小河英仁会員でした。

ボーリングの後は、木曽路での新年会へと場所を移しました。相馬保宏支部長と本会からご来賓としていらした長瀬紀美子副会長に新年のご挨拶を頂いた後、乾杯を合図に新年会はスタートしました。

料理はしゃぶしゃぶを中心に、お刺身や天ぷら、締めにはきしめんが出され、どのテーブルもお腹いっぱいしゃぶしゃぶを楽しんでいました。

新年会の途中では、ボーリング大会の結果発表と、入賞者に豪華な景品が配られました。入賞者が呼ばれる度、景品が発表される度に歓声が起こり、大変盛り上がりました。

今年も新年会には、多くの会員がご参加下さいました。それぞれ近況報告や新年の抱負など語り合い、楽しい時間を過ごしました。

おいしい料理にお酒もすすみ、大いに盛り上がった後お開きになりました。

一宮
支部

平成30年度 新年賀詞交歓会

一宮支部 菅原 勝行

日時 平成31年1月26日(土)

午後6時～7時30分

場所 一宮市『ガチバル』

参加者 30名



平成最後の一宮支部新年賀詞交歓会を平成31年1月26日(土)、一宮市内にある肉と赤ワイン『ガチバル』さんを貸し切って行いました。

当日は30名の所属会員が参加し、平松支部長の挨拶に始まり、所属会員の皆さんと新しい年を迎え入れたことを喜び合い、美味しいお肉料理と美味しいワインを堪能しました。

また日頃は業務多忙で、会員同士がなかなか交流や情報交換が行えないため、この機会を通じて親睦を図りつつ、支部の取り組みについて意見交換を行ったり、会員の皆さんから業務における生の声を聞かせて頂く絶好の場となり、とても有意義な時間を過ごす事ができました。

今年も支部及び会員一人ひとりが、猪突猛進の勢いをもって、幸せで飛躍・発展できる年となることを誓い合いました。

東名
支部

第4回国際私法部 研修会

会報委員 金林 伸洙

日時 平成31年1月25日(金)
午後4時～6時
場所 尾張旭市中央公民館
勤労青少年ホーム101会室A
講師 小河 英仁会員
テーマ 『相続法改正のポイント』
出席者 24名



東名支部国際私法部主催の支部研修会が1月25日(金)に行われ、24名の支部会員が参加しました。研修会は、東名支部の神谷昌良国際私法部部長の司会進行のもと、講師を当支部の小河英仁国際私法部副部长が務められました。

テーマは、「相続法改正のポイント」でした。今回の相続法の改正は約40年ぶりの大改正です。どのような点がどのように変わったのか、短時間でポイントを整理していただきました。

講義ではまず、本改正がされることになった背景として社会情勢の変化等について学びました。

続いて、どのような改正がされるのかについて、改正点を改正目的で大きく6つに分類し、その目的ごとに具体的内容を学びました。ここでは、改正により予想される実務への影響についても、十分に解説をしていただきました。

遺言制度に関する見直しを目的とした改正点については、会員の関心も高くたくさんの質問が投げかけられました。

本研修会では、講義中も自由に質問をすることができ、終始活発な雰囲気のなか研修会は締めくくられました。大変充実した支部研修会でした。

中央
支部

平成30年度第2回国際 私法業務部会研修会

会報委員 戸加里 邦子

日時 平成31年1月30日(水)
午後6時～8時
場所 愛知県行政書士会館 3階会議室
講師 佐藤 真弘公証人(葵町公証役場)
テーマ 『公正証書遺言業務について
～民法改正や民事信託など関連状況を踏
まえて～』
出席者 49名



中央支部の平成30年度第2回国際私法業務部会研修会は、葵町公証役場の佐藤真弘公証人をお迎えして「公正証書遺言業務について～民法改正や民事信託など関連状況を踏まえて～」の講義をしていただきました。支部の研修では異例の49名の出席者となり関心の高さがうかがえます。

まず、民法の相続制度について大変分かりやすくコンパクトにまとめたレジメに沿って説明がありました。相続法の改正の概要についてもレジメを用意して下さり、①配偶者の居住権を保護するための方策、②遺産分割に関する見直し等、③遺言制度に関する見直し、④遺留分制度に関する見直し、⑤相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直しの項目ごとにお話しいただきました。

次に、公正証書遺言を作成する場合の留意事項について説明があり、固定資産評価額の都道府県別の違いや、予備的遺言は追加にすると別途手数料が必要になる等、実務において知っておくべき内容ばかりで、会員の皆さんも熱心に筆を走らせていました。

最後に任意後見契約の活用と民事信託についてお話いただきました。どちらもまだ件数は少ないとのことですが、民事信託は遺言相続制度に代替するものと言われているようで、しっかり精通して業務に活かすことができれば、と実感しました。

名古屋
支部

平成30年度第4回研修会 運輸交通部研修

名古屋支部 佐藤 友哉

日時 平成31年2月8日(金)

午後6時～8時

場所 安保ホール 101号室

テーマ 『運送業許可申請』

参加者 26名



平成30年度の運輸交通部会研修会は「運送業許可申請」をテーマに、神奈川会所属の阪本浩毅会員をお招きし開催されました。

一般的な許可要件や、必要書類といった説明ではなく、物流業界を取り巻く環境や、行政書士としての関わり方を中心にお話しいただきました。

トラックは事故を起こすとマスコミにも取り上げられやすいため、社会的影響が大きいかと思えます。そのため、国も法による様々な規制をかけ、また現状に即した法改正も度々行われております。法改正があったことすら知らない事業者に対し、行政書士として周知し、それを機に業務につなげていく具体的なアプローチの仕方もお話しいただき、非常に気づきの多い研修であったかと思えます。

研修終了後は懇親会にて会員同士で意見交換、情報共有等大いに盛り上がりました。

参加者の方に、『今回の研修はわかりやすく、業務の中で疑問に思っていたことに納得できました。もっと早くこの研修を受けたかった』とお褒めの言葉もいただきました。

今後も支部として、このようなお褒めの言葉をいただけるような研修を開いていけたらと思います。

名古屋
支部

平成30年度 第5回研修会

会報委員 廣瀬 亮一

日時 平成31年2月13日(水)

午後6時30分～8時

場所 ウィンクあいち 11階 1106会議室

コーディネーター 渡辺 尚美会員

パネリスト 陸 遥会員、森 隆会員

テーマ 『本当はこれが知りたかった!!』

入管業務の始め方・続け方』

参加者 38名(名古屋支部25名 他支部会員13名)



今回は通常の講義形式の形態を採らず、渡辺尚美研修部長がコーディネーターに、入管業務を主にされている名古屋支部の森会員と陸会員がパネリストとして、それぞれの入管業務経験談に対して参加者から質問を受け付けていく座談会形式の研修でした。

今後、入管業務を取り組もうと考えている方やまだ始めたばかりといった入管業務に関心をお持ちの参加者に対して、

- ① 集客方法
- ② 問合せ時の留意事項－受任諾否の判断
- ③ 顧客対応－ヒアリングのポイント
- ④ 申請時のポイント（書類作成上の留意点を含む）
- ⑤ 通知書・認定証明書受領後の対応（不許可事例を含む）

について二人のパネリストの先生が、ご自分の苦労話も含めて経験談をざっくばらんに惜しみもなく教えて下さいました。

研修会終了後の懇親会にも多くの方々が参加され、会員同士で意見交換、情報を共有する等おおいに盛り上がりました。

東名
支部

第6回土地利用部 研修会

会報委員 金林 伸洙

日時 平成31年2月16日(土)

午後4時～6時

場所 尾張旭市中央公民館

勤労青少年ホーム207会議室

講師 日比野 慎会員

テーマ 『都市計画法、相当期間適正に利用された
住宅のやむを得ない用途変更』

出席者 13名



東名支部土地利用部主催の支部研修会が2月16日(土)に行われ、13名の支部会員が参加しました。研修会は東名支部の西山広明土地利用部副部長の司会進行のもと、講師は当支部の日比野慎土地利用部部長が務められました。テーマは、市街化調整区域における建築許可申請書、令第36条第1項第3号ホ「相当期間適正に利用された住宅及び学生下宿のやむを得ない用途変更」の作成の実務でした。

冒頭部分では、建築許可申請において本条項が適用されるのは、どういった場合かについて学びました。

続いて第一部では、受任後の調査及び確認・注意事項について学び、休憩を挟んだ後第二部では、建築許可申請書の作成の実務について学びました。配布資料の申請書記載例を見ながら、作成時の注意点や必要な添付書類について確認しました。

研修会の後は、懇親会が催されました。会員同士交流を深めたり、講義内容について個別に質問をしたりすることができ、大変充実した支部研修会となりました。

名古屋
支部

常設無料相談会 (2月)

会報委員 廣瀬 亮一

日時 平成31年2月19日(火)

午後1時～4時

場所 名古屋市中村生涯学習センター1階ロビー

相談員 福田 隆彦会員、森 隆会員、

佐々木 健一会員、原田 泰輔会員

件数 5件



2月19日(火)に名古屋支部常設無料相談会を中村生涯学習センターの1階ロビーにて行いました。

今回は、福田会員と佐々木会員、森会員と原田会員がそれぞれペアになり相談員として対応されました。

相談内容としては、30代男性のご相談者の離婚に関する事とそれに付随する問題についての相談や70代女性のご相談者の遺言・相続に関する相談などがありました。ご相談の中には生涯学習センターの利用者の方がいらっしゃり、確定申告についての疑問点のご相談もありましたが、お話だけお聞きし税理士会に相談する様にお伝えしました。

相談に対応された先生方は、ご相談者に寄り添い、不安点や疑問点について丁寧にご回答され、相談をされた皆さんは安心されて帰って行かれました。

東三
支部平成30年度法人経営・運輸
交通部会第2回研修会

東三支部 太田 圭悟

日 時 平成31年 2月21日(木)
午後 2時～ 4時30分

場 所 豊橋市民センター（カリオンビル）4階中
会議室

講 師 久松 広光会員

テーマ 『風俗営業の申請手続きについて』

出席者 14名



東三支部の平成30年度法人経営・運輸交通部会第2回研修会が平成31年2月21日(木)に開催されました。

水野悠法人経営・運輸交通部会長の司会進行の下、当支部の久松広光会員を講師に「風俗営業の申請手続きについて」、をテーマとして行われました。

申請に関する資料が他分野に比べて不足気味の本分野に対して、講師による詳細な解説と実際の事例に基づく充実した資料により、本申請に関する実務の要領について、参加者一同理解を深めることができました。

特に、営業所所在地の位置及び規制距離の測り方については事例を多く紹介していただき大変参考になりました。また、資料内の要所における久松会員の口頭による補足中には、担当行政庁の指導の傾向に関する内容もあり、今後の対策に生かせると思われました。

最後に、今般の古物営業法改正に関する「主たる営業所等の届出」についての解説もあり、大変有意義な研修会となりました。

豊田
支部土地利用部
第1回研修会

会報委員 岡田 厚子

日 時 平成31年 2月22日(金)
午後 2時～ 4時30分

場 所 二区西部 西町会館 2階大ホール

テーマ 『農地法・農振法の手続きについて』
『都市計画法の手続きについて』
『豊田市開発事業に係る手続等に関する条例について』

出席者 25名



今回の研修会は、毎年恒例豊田市役所の担当職員様を講師に迎え、農地法・農振法の手続き、都市計画法の手続き及び豊田市開発事業に係る手続等に関する条例について研修しました。

農地法・農振法については、農政課の担当職員様より①農転の申請時の注意点、②農振除外のポイント等について研修が行われました。

都市計画法の手続きについては、都市計画課の担当職員様より平成31年4月1日から届出を必要とする豊田市立地適正化計画について研修が行われました。

豊田市開発事業に係る手続等に関する条例については、開発審査課の担当者様より平成29年度より施行された条例に関して、よくある質問等について研修が行われました。

質疑等も活発に行なわれた研修会となりました。

中央
支部

平成30年度第3回 支部研修会

会報委員 戸加里 邦子

- 日時 平成31年2月26日(火)
午後6時～8時
- 場所 愛知県行政書士会館 3階会議室
- 講師 中央支部幹事
- テーマ 1. 支部全体行事等の紹介
2. 各業務部会の業務紹介、活動内容
3. 質疑応答
- 出席者 22名



中央支部の平成30年度第3回支部研修会は、毎年恒例の登録後3年以内の会員を対象とした新入会員研修会でした。よりフランクにお話ししていただけるように、座席を講義型ではなく口の字型にしました。

先ず、中村支部長より支部全体行事の紹介と倫理についてのお話がありました。行政書士は基本的に個人事業主なので、行事に積極的に参加していただく事で、たくさん先輩の知己を得ることができ、分からないことや困ったときにアドバイスをもらえる人脈作りが出来る、中央支部は風俗営業業務や外国人の入管での申請を主としている会員が多いが、本当に気を付けていないと犯罪に巻き込まれる場合があるので、しっかり倫理観を持って業務に臨んでほしい、など幹事の私達も初心忘るべからずでしっかり聞いていました。

相談役の竹内会員の補足説明の後、法人経営部、国際・私法業務部、建設環境部、運輸交通部、土地利用部の各担当者から業務の説明がありました。部会長からだけではなく、共に運営に携わっている幹事全員が自分自身の経験談を話し、新入会員の方全員にも一言ずつ話しをしていただきました。

懇親会にも殆どの方が参加され、和気あいあいと名刺交換をしつつ、今後について熱心に語り合っている姿を拝見するだけで、何だか嬉しい気持ちになりました。

一宮
支部

行政書士アーティ スト展

会報委員 奥 智子

- 日時 平成31年3月5日(火)～10日(日)
- 場所 一宮市立玉堂記念木曾川図書館



毎年恒例となりました一宮支部『行政書士アーティスト展』を3月5日(火)から3月10日(日)まで一宮市立玉堂記念木曾川図書館3階展示室で実施しました。

手芸品や写真、ハーバリウムなど支部会員による、日頃の業務とは異なる多彩な才能を活かし作成されたおよそ60点以上にも及ぶ作品が展示されました。

またこのイベントは、地域のケーブルテレビ局や新聞社から取材を受け、放映・掲載にてご紹介を頂くことができました。

職務ばかりだけでなく、創作を通し知的センスも養いつつ、行政書士としてではなく、人として穏やかな心身を保ち続けることで、仕事や地域に対し和やかに向き合えるのではないかと考えています。

今後もこうした活動を大切にし、信頼される行政書士を目指し、来年も多くの作品と出会うことを期待すると同時に、この活動を積極的にPRできるよう努めていきたいと思えます。

尾張
支部

運輸交通部 研修会

会報委員 印東 宏紀

日時 平成31年3月9日(土)
午後3時～4時50分
場所 まなび創造館 多目的室2
講師 愛知県行政書士会 運輸交通部長
須崎 俊行会員
テーマ 『自動車保有関係手続の実務』
出席者 19名



今回の尾張支部研修会は、運輸交通における自動車登録の基本実務について、須崎俊行会員をお迎えし、自動車の移転登録及び抹消登録等に関する実務について、貴重な講義を頂きました。

講義の流れとしては、最初に本県の自動車産業が盛んであり、利用者が多い現状を踏まえた上で、業務需要が大変多いこと、自動車が係る手続プロセスは多岐にわたっており、書類手続が煩雑であること、迅速な処理が求められるためにプロとしての自覚を十分にもって専門性の取得に励んで欲しいことなど、いずれも業務受注に当たって重要なアドバイスを頂きました。

また、質疑応答の時間を別途設ける通常の研修の次第運用とは異なり、講義の中で質問が多数飛び出るなど、講師と参加者との熱心な議論が交わされ、本業務に対する関心の高さを伺う事ができました。

研修会の終了後には、近場の懇親会場にて講師を囲んだ和やかな宴の時間を共にし、今後の行政書士業務の発展について活発な意見交換を行ないました。

豊田
支部

平成30年度 第2回研修会

会報委員 岡田 厚子

日時 平成31年3月11日(月)
午後4時～5時30分
場所 豊田商工会議所 204会議室
テーマ 『公証人法施行規則改正と最近の相談事例の傾向について』
出席者 13名



今回の研修会は、豊田公証役場の山崎世志也公証人を講師にお迎えして開催されました。

内容ですが、規則改正の背景、内容等の他、新たな定款認証制度についての説明、平成31年1月13日から段階的に施行される相続に関するルールにおける民法の相続法の改正及び遺言書保管法の制定など、公証役場における実務についての講義をしていただきました。

他に2020年4月1日より施行される賃貸借契約に関する民法の改正、保証に関する民法の改正などについても講義をしていただきました。

中央
支部

平成30年度第3回法人 経営業務部会研修会

会報委員 戸加里 邦子

日時 平成31年3月12日(火)

午後6時～8時

場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師 小塚 憲夫会員 (中央支部)

テーマ 『初心者のための株式会社設立に関する行政書士業務 (定款作成を中心に)』

出席者 25名



中央支部の平成30年度第3回法人経営業務部会研修会は、当支部の小塚憲夫会員をお招きして、「初心者のための株式会社設立に関する行政書士業務 (定款作成を中心に)」について講義をしていただきました。小塚会員の事務所は司法書士との合同事務所

ということもあり、長年に渡り数多くの会社設立を手掛けられています。

定款作成は会社設立において必須であるのはもちろんのこと、各許認可においても添付書類として必ず求められますので、特に初心者の方ということで、定款の記載項目の絶対的・相対的等の別や各項目の根拠となる会社法の条文番号を併記したオリジナルの分かりやすいレジメと定款のサンプルを3種類、事務所で実際に使用の株式会社設立用チェックシートをご用意して下さいました。

講義はレジメに沿って進められましたが、補足のコメントで、認証の際の電子申請と紙申請では申請手数料が全く変わってくるので電子署名は取得した方がよい、定款の目的はお客様の将来を見据えて入れられるものは極力入れる、前株後株の言った言わないでもめないように商号はチェックシートにお客様自身に記載していただく、など多岐にわたる行政書士としてのテクニックをお話いただき、メモを取る手がなかなか追いつきませんでした。

行政書士試験では会社法については5問、しかも膨大な法令からの出題なので、予備校でもあまり時間を割いていなかったと記憶していますが、これからの行政書士業務を考えるとコンサルティングが出来なければ継続していくことが難しい時代になってくると思いますので、しっかり会社法は身につけたいと肝に銘じて懇親会の会場に向かいました。

法務省の名称等を不正に使用した架空請求により被害が発生しています

近年、「少額消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題し、「裁判取り下げの相談に乗る」等と書かれたはがきや封書が送付されているとの情報が法務省に多数寄せられており、実際に多額の金銭的被害も発生しております。

差出人は、「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」
「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」
「法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター」
「法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター」

などと記載されていますが、

これらの団体と法務省とは一切関係がありません。

(法務省HPより)

豊田
支部

法人経営部 第3回研修会

会報委員 岡田 厚子

日時 平成31年3月13日(水)
午後2時30分～4時45分
場所 とよた市民活動センター ホール
(A館T-FACE9階)
テーマ 『NPOの基礎知識と、とよた市民活動センターが行っているNPO活動支援を学ぶ』
出席者 6名



今回の研修会は、前半のNPOの基礎知識については、豊田支部法人経営部部長である井藤真生会員に講義をしていただき、後半のとよた市民活動センターが行っているNPO活動支援については豊田市職員河合めぐみ様に講義をしていただきました。

前半のNPOの基礎知識についてはNPO法人の設立目的、設立手続き等について講義をしていただきました。

後半は豊田市役所の河合めぐみ様を講師にお迎えし、とよた市民活動センターについてセンター設置の目的と事業目的、登録団体制度、センターの機能等について講義をしていただきました。

豊田
支部

国際・私法部 平成30 年度第1回研修会

会報委員 岡田 厚子

日時 平成31年3月14日(木)
午後3時～5時
場所 豊田商工会議所 401
講師 岩城 恒史郎会員 (豊田支部)
榎原 豊久会員 (豊田支部)
テーマ 『帰化支援業務について』
『在留資格・特定技能について』
出席者 17名



今回の研修会は、第一部の帰化支援業務については講師に豊田支部の岩城恒史郎会員をお迎えし、第二部の在留資格・特定技能については講師に豊田支部の榎原豊久会員をお迎えして講義をしていただきました。

第一部の帰化支援業務については、実務経験の豊富な岩城会員より具体的な帰化申請実務について講義をしていただきました。

第二部の特定技能については、榎原会員より外国人材の受け入れ、共生のための総合支援対策、特定技能の特例措置、外国人留学生に対する就職支援等について講義をしていただきました。

研修会終了後は懇親会が開催されました。

名古屋
支部

常設無料相談会 (3月)

会報委員 廣瀬 亮一

日時 平成31年3月19日(火)
午後1時～4時30分
場所 名古屋市中村生涯学習センター1階ロビー
相談員 牧野 昌浩会員、鬼頭 誠会員、
大森 照和会員、犬飼 尚光会員
件数 7件



3月19日(火)に名古屋支部常設無料相談会を中村生涯学習センターの1階ロビーにて行いました。

今回は、開始時刻よりも早くご相談者がいらっしたので、早く来ていた大森会員と合流した犬飼会員が2階の別室にて対応されました。また、1階ロビーでは牧野会員と鬼頭会員が相談に対応されました。この日は息つく暇もなく立て続けに相談者がいらっしたので先生方は休憩する事なく、終了予定時間を超えて相談に対応されていました。

相談内容についても相続に関する事から契約書の作成、農地転用に関する相談といった幅広いものでした。相談された皆さんはご納得されて帰って行かれました。

名古屋
支部

研修旅行「三河湾ひとまたぎ～ 漁師料理とあつみいちご狩り」

会報委員 廣瀬 亮一

日時 平成31年3月21日(木)
午前9時～午後6時
場所 篠島・渥美半島
参加者 17名



今年度の名古屋支部研修旅行は、3月21日(祝日)に「三河湾ひとまたぎ～漁師料理とあつみいちご狩り」と題して日帰りの旅行でした。

当日の天気は予報どおり朝から雨模様。名古屋駅銀時計前に朝の9時に集合し、41分発名鉄のミュースカイに乗り、いざ出発。河和駅に着く頃には雨も上がっていました。無料バスにて河和港まで行き、予約していた海上タクシーに乗船し篠島へ。篠島まで予定では30分程かかるとのことでしたが、20分弱で到着。昼食をする「海幸の宿きらく」のお迎えの車2台に分かれて乗車。昼食でタイラギ貝のお刺身やタイの塩焼き、しらすのご飯などを堪能しました。

午後から波が荒れるといけないという事なので予定を30分ほど繰り上げて、次の目的地の渥美半島へ。

伊良湖港からは名鉄観光の貸し切りバスに乗り、当初の予定の順番を入れ替えて渥美菜の花まつりを先に行きました。まつり会場はさほど混んでおらず、満開の菜の花を撮る会員や売店で買い物をしている会員もいました。満腹だったお腹を減らして、次の目的のいちご狩りへ。車中では「お腹いっぱいになるから、そんなに食べられないよ」との事でしたが、みなさんたくさん食べていました。

最後に「道の駅田原めっくんハウス」で家族へのお土産を買い、18時ごろ豊橋駅にて解散し各自家路へと向かいました。

事務局だより

■平成31年2月

1日(金)	西川相談役 日行連申取事務研修会出席
4日(月)	新入会員基礎研修会開催
5日(火)	正副会長会開催 封印管理委員会事前研修会開催 ADR手続説明会開催 竹田副会長、市川常務理事 変更登録会員事務所訪問 市川常務理事、森局長 愛知県法務文書課訪問 前田会長、野田副会長 労務手続業務委託社労士来館対応
6日(水)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 山田名誉会長 日行連常任理事会出席 前田会長、竹田副会長、本多常務理事 中部地方所有者不明土地連携協議会設立総会出席 企画情報部会開催
7日(木)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 部長会開催 長瀬副会長 システム会社と打合せ 監察委員会開催
8日(金)	新規登録受付
12日(火)	会報3月号校正会議開催 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 新規登録受付 事務局プロジェクト会議開催
13日(水)	中部運輸局貨物課との意見交換会開催 森局長 会館西壁面工事業者と打合せ
14日(木)	苦情対応委員会開催 監察委員会開催 市川常務理事、森局長 変更登録会員事務所訪問 仙石副会長 川村常務理事 中部管区行政評価局来館対応
15日(金)	消防法及び消費税軽減税率制度研修会開催 川村・本多常務理事 空き家対策・利活用フォーラム打合せ 前田会長 社会保険労務士法制定50周年記念パーティー出席
18日(月)	経営事項審査要員考査・面接開催 須崎常務理事、小椋委員長 軽自動車協会打合せ

	役員推薦委員会第3回正副委員長会開催 北館解体工事入札開催 小柳津常務理事 新たな外国人材受け入れたに係る制度説明会出席
19日(火)	ADR手続説明会開催 国際・私法部会開催 封印管理委員会開催 川村・本多常務理事 CBC放送局訪問
20日(水)	広報部会開催 登録証交付式 職務上請求書ビデオ説明会開催 小柳津常務理事 食料品製造業及び外食業における外国人材受け入れ説明会出席 市川常務理事、森局長 会務システム契約
21日(木)	国際業務研修会開催 仙石副会長、川村常務理事 名古屋国際センター訪問 法務部会開催
22日(金)	部長会開催 支部長会開催 弁護士会との意見交換会開催 川添理事 東海建築文化センター開発許可研修会出席
25日(月)	届出済行政書士管理委員会開催 経理部会開催 小柳津常務理事、都築職員 名古屋銀行協会研修会会場下見 川村常務理事 名古屋市市民経済局地域振興課来館対応 本多常務理事 愛知県建築指導課訪問
26日(火)	ADR運営委員会開催 ADR役員打合せ開催 川村常務理事 熱田公証役場訪問 稲垣・平井理事 東海建築文化センター開発許可研修会出席
27日(水)	空き家対策・利活用フォーラム開催 長瀬副会長、竹田部長代行 平成30年度災害時における協力等に関する協定締結事業者連絡会議出席 西脇理事、森局長 会館西壁面工事業者と打合せ
28日(木)	西川相談役 日行連申取委員会出席 建設業許可申請等受付補助業務新規要員面接開催

■平成31年3月

1日(金)	西川相談役 日行連申取実務研修会出席
3日(日)	公証人との遺言・相続無料相談会開催
4日(月)	都市計画法に関する研修会開催 高野理事 製造業及び外食業における外国人材受入れに向けた説明会出席
5日(火)	正副会長会開催 ADR手続説明会開催 市川常務理事 職員採用面接
6日(水)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 山田名誉会長 日行連常任理事会出席 部長会開催 苦情対応委員会開催 川村常務理事 広告代理店来館対応
7日(木)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 前田会長 日行連ADR推進本部会議出席 蟹江・仙石副会長 30年度暴力追放セミナー出席 小柳津・子安常務理事 名城大学仮屋教授訪問
8日(金)	前田会長 日行連ADR推進本部会議出席 在留資格「特定技能」に関する研修会開催 新規登録受付
11日(月)	丁種封印名簿登載説明会開催 竹田副会長、市川常務理事 向山法律事務所訪問 新規登録受付 事務局プロジェクト会議開催
12日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 新規登録受付
13日(水)	増田理事、今川委員 国際・私法部リーフレット配付
14日(木)	法人経営部会開催 川村常務理事 広報部打合せ 竹田副会長 職員採用面接
15日(金)	綱紀委員会開催 小柳津常務理事、増田・谷口理事 国際・私法部リーフレット配付 仙石副会長、川村常務理事 広告代理店来館対応 竹田副会長、小柳津常務理事 名古屋市経済局来館対応
18日(月)	水野理事 当協会法教育シンポジウム出席 農地法許可に関する初心者向け業務研修会開催 仙石副会長、川村常務理事 自由業団体定例会出席

19日(火)	苦情対応委員会開催 法務部会開催 ADR手続説明会開催 蟹江副会長、須崎常務理事 自販連との懇話会出席
20日(水)	前田会長 中地協理事会出席 広報部会開催 川村常務理事、杉山会員 半田市行政相談委員打合せ 登録証交付式 職務上請求書ビデオ説明会開催 川村常務理事 広告代理店来館対応
21日(木)	蟹江副会長 宅建協会深谷政次氏黄綬褒章祝賀会出席
22日(金)	ADR手続実施者候補者名簿登載のための研修会開催 ADR手続実施者候補者のための研修会開催 埼玉会農地開発部との意見交換会開催 早川常務理事、日比野職員 受託事業に係る見積書提出 事務局プロジェクト会議開催
23日(土)	長瀬副会長、竹田部長代行 名城大学訪問
25日(月)	西川相談役 日行連申取事務研修会出席 建設環境部会開催 建設業許可要員全体会議開催 経審要員必須連絡会開催 名古屋国際センター行政相談員委嘱状交付・打合せ開催 竹田副会長、子安常務理事 役員研修打合せ 森局長 北館解体定期ミーティング出席
26日(火)	西川相談役 日行連申取管理委員会出席 部長会開催 理事会開催 幹事会開催
27日(水)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 山田名誉会長 日行連常任理事会出席 前田会長、本多常務理事 空き家対策に関する協定締結式出席 役員推薦委員会第4回正副委員長会開催 会報5月号編集会議開催
28日(木)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 届出済行政書士管理委員会開催 建設環境部業務相談会開催
29日(金)	西脇理事、森局長 会館西壁面工事業完成検査

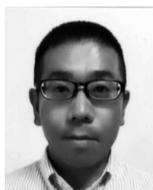


会 | 員 | の | 動 | 向

平成31年4月1日現在

個人会員数 2,980人
法人会員数 39法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第19190199号
会員番号 第6069号
入会年月日 平成31年2月1日
氏名 寺澤 孝和

事務所 テラ行政書士事務所
名古屋市中東区牧の里二丁目1309番地（グレース牧の里南棟305号）
電話番号 090-9170-2088 所属支部 中央



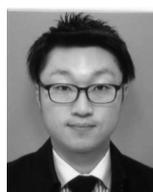
登録番号 第19190203号
会員番号 第6073号
入会年月日 平成31年2月1日
氏名 鈴木 貴彦

事務所 行政書士鈴木貴彦事務所
豊橋市前田中町11番地の6
電話番号 0532-53-1941 所属支部 東三



登録番号 第19190200号
会員番号 第6070号
入会年月日 平成31年2月1日
氏名 小田 淳二

事務所 行政書士小田淳二事務所
小牧市間々本町332番地
電話番号 0568-55-5591 所属支部 尾張



登録番号 第19190204号
会員番号 第6074号
入会年月日 平成31年2月1日
氏名 小塚 翔太

事務所 こづか行政書士事務所
豊川市中野川町一丁目28番地1
電話番号 0533-95-2744 所属支部 東三



登録番号 第19190201号
会員番号 第6071号
入会年月日 平成31年2月1日
氏名 梅村 晃士

事務所 行政書士ウメムラ事務所
名古屋市中区錦3丁目1番26号 ウメムラビル6階
電話番号 052-211-7925 所属支部 中央



登録番号 第19190205号
会員番号 第6075号
入会年月日 平成31年2月1日
氏名 伊藤 頼子

事務所 行政書士Office ZEN
名古屋市中東区主税町2丁目39番地601号
電話番号 080-4002-1923 所属支部 中央



登録番号 第19190202号
会員番号 第6072号
入会年月日 平成31年2月1日
氏名 西原 公正

事務所 高座行政書士事務所
春日井市高座台5丁目3番地88
電話番号 0568-95-0841 所属支部 尾張



登録番号 第19190206号
会員番号 第6076号
入会年月日 平成31年2月1日
氏名 北川 ひろみ

事務所 行政書士北川法務事務所
名古屋市中区錦1丁目11番20号 大永ビル9階
電話番号 052-221-8450 所属支部 中央

会員の動向



登録番号 第19190207号
会員番号 第6077号
入会年月日 平成31年2月1日
氏名 浦志 翼

事務所 行政書士畔柳洋介事務所
安城市里町森59番地3 1階
電話番号 0566-55-2431 所属支部 碧海



登録番号 第19190353号
会員番号 第6082号
入会年月日 平成31年3月1日
氏名 石川 洋

事務所 行政書士法人あいたく
名古屋市西区城西五丁目1番14号
電話番号 090-9183-3027 所属支部 西北



登録番号 第19190208号
会員番号 第6078号
入会年月日 平成31年2月1日
氏名 松田 浩之

事務所 松田行政書士事務所
豊田市西郷町下古屋41番地
電話番号 070-4479-3455 所属支部 豊田



登録番号 第19190354号
会員番号 第6083号
入会年月日 平成31年3月1日
氏名 平田 祐司

事務所 平田行政書士事務所
大府市月見町6丁目142-2
電話番号 090-2077-0536 所属支部 知多



登録番号 第19190209号
会員番号 第6079号
入会年月日 平成31年2月1日
氏名 中原 有思

事務所 行政書士なかはら法務事務所
名古屋市中区丸の内二丁目18番22号 三博ビル707号
電話番号 052-253-8639 所属支部 中央



登録番号 第19190355号
会員番号 第6084号
入会年月日 平成31年3月1日
氏名 鈴木 理泰

事務所 鈴木行政書士事務所
安城市東栄町一丁目5番地21 丸長ビル301号
電話番号 0566-68-5104 所属支部 碧海



登録番号 第19190210号
会員番号 第6080号
入会年月日 平成31年2月1日
氏名 古橋 通亘

事務所 行政書士法人桜坂合同事務所
新城市字橋向15番地
電話番号 080-2662-5403 所属支部 新城



登録番号 第19190356号
会員番号 第6085号
入会年月日 平成31年3月1日
氏名 安形 秀次

事務所 行政書士安形秀次事務所
小牧市西島町89番地
電話番号 0568-72-5403 所属支部 尾張



登録番号 第19190211号
会員番号 第6081号
入会年月日 平成31年2月1日
氏名 鈴木 基雄

事務所 行政書士法人桜坂合同事務所
新城市字橋向15番地
電話番号 080-1575-3035 所属支部 新城



登録番号 第19190357号
会員番号 第6086号
入会年月日 平成31年3月1日
氏名 川島 潤

事務所 川島潤行政書士事務所
名古屋市東区徳川一丁目507番地 ライオンズマンション徳川905
電話番号 052-930-8323 所属支部 中央



登録番号 第19190358号
 会員番号 第6087号
 入会年月日 平成31年3月1日
 氏名 鄒 徳崑

事務所 行政書士五藤一樹事務所
 一宮市せんい二丁目9番21号
 電話番号 0586-76-8857 所属支部 一宮



登録番号 第19190359号
 会員番号 第6088号
 入会年月日 平成31年3月1日
 氏名 志水 賢

事務所 行政書士事務所グローズ
 名古屋市守山区鳥羽見2丁目4番28号
 電話番号 052-791-5928 所属支部 東名



登録番号 第19190360号
 会員番号 第6089号
 入会年月日 平成31年3月1日
 氏名 濱地 洋樹

事務所 行政書士法人あいたく
 名古屋市西区城西五丁目1番14号
 電話番号 090-9183-3027 所属支部 西北



登録番号 第19190474号
 会員番号 第6090号
 入会年月日 平成31年3月15日
 氏名 池田 基

事務所 あじあ行政書士法人
 名古屋市中村区太閤一丁目1番14号 高橋ビル2F
 電話番号 052-485-9000 所属支部 名古屋

法人会員の変更案内

法人番号 第1707101号
 会員番号 第H48号
 法人の名称 行政書士法人シフトアップ
 主たる事務所の名称 行政書士法人シフトアップ
 従たる事務所の名称 行政書士法人シフトアップ 丸の内支店
 変更事由 従たる事務所廃止
 所属支部 名古屋

法人番号 第1803201号
 会員番号 第H49号
 法人の名称 行政書士法人アスア
 主たる事務所の名称 行政書士法人アスア
 社員名(加入) 渡邊 隆太
 変更事由 社員の加入
 所属支部 中央

法人番号 第1701501号
 会員番号 第H39号
 法人の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 主たる事務所の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 社員名(加入) 萩原 ゆり
 社員名(脱退) 小野 亜美
 使用人名 萩原 ゆり
 変更事由 社員の加入、社員の脱退、使用人退職
 所属支部 碧海

法人番号 第0501201号
 会員番号 第H03号
 法人の名称 東名行政書士法人
 主たる事務所の名称 東名行政書士法人
 従たる事務所の名称 東名行政書士法人 泉オフィス
 変更事由 従たる事務所廃止
 社員名(脱退) 青木 孝裕
 変更事由 従たる事務所廃止、社員の脱退
 所属支部 中央

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
支部	氏名	事務所所在地	郵便番号	事務所電話番号	変更事由
	事務所名称	事務所所在地 2			
中央	青木 孝裕			052-265-8855	事務所名称
	行政書士アルファオフィス				
中央	渡邊 隆太	名古屋市中区丸の内一丁目14番12号 グランビル 5 階	460-0002	052-212-5480	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人アスア				
中央	梅村 晃士			052-211-7925	事務所電話番号
中央	伊藤 頼子			080-4002-1923	事務所電話番号
西北	角田 綱貴				事務所名称
	角田綱貴行政書士事務所				
名古屋	杉山 憲義	名古屋市中村区名駅南一丁目20番5号 近喜第四ビル内	450-0003		事務所所在地
名古屋	本間 聡	名古屋市中村区烏森町4-13-2 プリズム岩塚2A	453-0855		事務所所在地
名古屋	水野 祐志	名古屋市中村区名駅南一丁目23番14号 ISE名古屋ビル501号室	450-0003	052-485-9989	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人シフトアップ 本店				
尾張	柳原 勝利			0568-40-1955	事務所電話番号
尾張	沼田 学			052-308-1704	事務所電話番号
尾張	中川 美加	春日井市八事町2丁目127番地1	486-0836	0568-70-2176	単体会変更 (三重会より)
	行政書士中川美加事務所				
一宮	河田 正行	一宮市今伊勢町新神戸字郷中16番地2 オークシティN・W棟305号	491-0052	0586-43-7151	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	管野 恵	一宮市浅野字野口72番地	491-0871		事務所所在地
一宮	西村 裕之	一宮市開明字郷東1番地6	494-0001	0586-52-5550	事務所所在地、 事務所電話番号
知多	山木 千鶴	半田市東郷町4丁目103番地11 リバーサイドJ1 302	475-0924	0569-47-6171	事務所所在地、 事務所電話番号
知多	菅沼 知生	東海市富木島町伏見二丁目13番地11	476-0012	052-829-1065	事務所所在地、 事務所電話番号

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
知多	平林 樹明	半田市岩滑中町四丁目73番地の1 シャインステイビルNo.2 201号	475-0961	0569-47-9381	事務所所在地、 事務所電話番号
西尾	山本 知果	西尾市田貫二丁目57番地1	444-0302	0563-75-0620	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士しらとり法務事務所				
碧海	小野 亜実	知立市堀切3丁目13番地2	472-0036	0566-45-5533	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	あおみ行政書士事務所				
碧海	萩原 ゆり	安城市桜町17番地5 APビル3F	446-0041	0566-45-5880	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人あいち行政&相続 安城支店				
碧海	中山 圭登	刈谷市松栄町一丁目11番地1 カタヤマビル5F-B	448-0806	0566-95-9600	事務所所在地、 事務所電話番号
東三	酒井 宏子	豊橋市野田町字野田295番地1 KOUWAビル2F	441-8001		事務所所在地
東三	吉田 明	豊橋市三本木町字新三本木91番地4	441-8152		事務所所在地
東三	水野 俊治	豊橋市二川町字東町56番47番の1合筆地	441-3155	0532-75-3637	事務所所在地、 事務所電話番号

退会者のお知らせ

平成31年3月31日現在

支部	氏名	退会日
中央	真田 新之助	平成31年1月31日
西北	太田 清貴	平成31年1月31日
名南	木村 正彦	平成31年1月31日
東名	大山 千恵美	平成31年1月31日
尾張	鈴木 照久	平成31年1月31日
知多	水野 博恭	平成31年1月31日
東三	松井 宝史	平成31年1月31日
東三	宮本 麻由美	平成31年1月31日
尾張	森山 りさ	平成31年2月25日
中央	中山 敦彦	平成31年2月28日
海部	上田 博行	平成31年2月28日
海部	青木 信之	平成31年2月28日
西尾	倉内 求明	平成31年2月28日
名南	鈴木 勝彦	平成31年3月4日
尾張	楠 隆	平成31年3月14日
尾北	廣中 雅彦	平成31年3月25日
知多	久村 英典	平成31年3月29日
岡崎	横山 篤志	平成31年3月30日

支部	氏名	退会日
東三	高橋 章	平成31年3月29日
中央	大岩 とよみ	平成31年3月31日
西北	伊藤 洋	平成31年3月31日
名古屋	熊澤 洋芳	平成31年3月31日
名南	三井 良清	平成31年3月31日
名南	近藤 鉦造	平成31年3月31日
名南	樋口 克紀	平成31年3月31日
東名	落合 四郎	平成31年3月31日
尾北	横山 住雄	平成31年3月31日
尾北	横井 香奈子	平成31年3月31日
尾北	後藤 和夫	平成31年3月31日
海部	内川 脩介	平成31年3月31日
岡崎	掛川 五郎	平成31年3月31日
豊田	武川 孝治	平成31年3月31日
西尾	都築 芳昭	平成31年3月31日
碧海	高梨 泰子	平成31年3月31日
東三	矢野 卯一	平成31年3月31日



COSMOS通信 5月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

コスモス入会前研修のご案内

日 程 令和元年6月24日(月)～6月28日(金)の5日間、
9時～17時予定(最終日は効果測定有り)

受講料 未定

なお、詳細は5月初めに愛知県行政書士会ホームページに掲載(予定)されるご案内をご覧ください。

問い合わせ先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

セミナー・相談会の開催報告

日 時 平成31年1月30日(水)午後1時30分～3時
場 所 北名古屋市役所東図書館
第 一 部 寸劇(劇団コスモス 内藤支部長 平松副支部長 伊福広報部長 清水 良枝会員 管野 恵会員 西村 伸会員 佐野 佳見会員 奥 智子会員) 参加者81人
第 二 部 セミナー(講師 池山 正彦会員) 参加者81人
第 三 部 成年後見等無料相談会(相談員 劇団コスモス団員) 参加者5人

日 時 平成31年2月13日(水)午前9時～午後4時
場 所 中京銀行鳴田支店
相 談 員 伊福広報部長 谷 茂会員
無料相談会 成年後見等無料相談会 参加者4人

日 時 平成31年2月14日(木)午前9時～午後4時
場 所 中京銀行嶋田支店
相 談 員 伊福広報部長 清水 良枝会員
無料相談会 成年後見等無料相談会 参加者7人

日 時 平成31年2月14日(木)午後1時30分～4時
場 所 小牧市役所
相 談 員 堀 己喜男会員 丹羽 友道会員
無料相談会 成年後見等無料相談会 参加者3人

日 時 平成31年2月20日(水)午後1時～4時
場 所 犬山市福祉会館

第 一 部 セミナー(講師 堀 己喜男会員) 参加者11人

第 二 部 成年後見等無料相談会(相談員 土井 正人会員 犬塚 智子会員) 参加者4人

日 時 平成31年2月24日(日)
午前10時～午後2時30分

場 所 めいとう福祉まつり
相 談 員 日下監事 清水 良枝会員
無料相談会 成年後見等無料相談会 参加者7人

日 時 平成31年3月14日(木)午後1時～3時

場 所 扶桑町老人憩いの家
相 談 員 佐藤一宮管轄長 管野 恵会員
無料相談会 成年後見等無料相談会 参加者0人

日 時 平成31年3月14日(木)午前9時～午後3時

場 所 中京銀行当知支店
相 談 員 廣瀬 亮一会員 久田 邦博会員
無料相談会 成年後見等無料相談会 参加者0人

日 時 平成31年3月19日(火)午後1時～4時

場 所 北名古屋市長庁舎
相 談 員 西堀名古屋管轄長 吉川副支部長
無料相談会 成年後見等無料相談会 参加者2人

セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和元年5月13日(月)午後1時～4時

場 所 岩倉市役所市民相談室
無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年5月15日(水)午後1時～3時

場 所 犬山市福祉会館
無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年6月18日(火)午後1時～4時

場 所 北名古屋市役所西庁舎
無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年7月4日(木)
午後1時30分～3時30分

場 所 江南市役所西分庁舎
無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年7月18日(木)午後1時～3時

場 所 扶桑町老人憩いの家
無料相談会 成年後見等無料相談会

あ と が き

広報部長として会報の「編集人」となって約2年が経過しました。「平成」から「令和」に変わった記念すべき年に会報の発行に携われた事は大変光栄であると共に、発行ごとに会員の皆様からいただいた様々なご意見も思い出されてくるため複雑な気持ちになります。

意外と言っては怒られますが、仕事ができすぎて多忙極まるはずの会員さん程しっかりと会報に目を通している印象があります。

本会の各部長のインタビュー記事を連載したり、支部開催の研修会の予告を掲載したりと、自分が会報について変えていけたことはわずかではありますが、成功事例も失敗の教訓も後を引き受ける方々にしっかりと引き継ぎたいと思います。ありがとうございました。

広報部長 川村 浩史

《今月の表紙》 曹洞宗瑞雲山本光寺

愛知県の中南部に位置する幸田町は、周りを山に囲まれ、自然が豊かで、産業・農業・商業が調和した住みやすい町として発展し続けています。

こうした環境の中、島原藩主深溝松平家の菩提寺であり、「三河のあじさい寺」として知られる本光寺があります。

毎年6月に開催される「本光寺紫陽花まつり」の時期には、境内を約1万本ものあじさいが埋めつくし、参道では朱塗りの山門と一体となって見事な景色を作り出します。

また、「椿の郷」としても全国的に名高く、春には本堂裏手の丘陵地に約200種1,000本の椿が咲きほこります。

なお、島原藩主深溝松平家墓所としては、2014年度に国指定史跡に指定されています。

参考文献：ガイドマップ幸田町

写真提供：幸田町 企画部 企画政策課

会報294号 担当

広 報 部	担当副会長	仙石 秀久
	部 長	川村 浩史
	次 長	水野 悠
	部 員	山本 篤
	部 員	戸加里邦子
会報委員会	委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	鈴木 直美
	〃	戸加里邦子
	本号担当委員 (表紙)	伊東 毅
	(会員訪問記)	加藤 隆広

会報294号 令和元年5月1日発行

発行人 前田 望
編集人 川村 浩史

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

愛知県行政書士会 令和元年度第69期定時総会

日時 令和元年5月30日(木) 午後1時開会

場所 キャッスルプラザ

愛知県行政書士政治連盟 令和元年度定期大会

日時 令和元年5月30日(木) 定時総会終了後

場所 キャッスルプラザ

※案内は議案書と一緒に封書で送ります。

※会員証を名札としますので、ケースに入れてご持参ください。

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



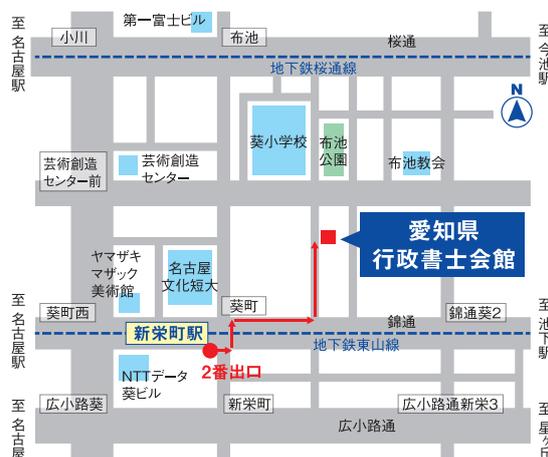
外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分